

第2回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	条 例	計
件 数	1	1

(2) 議案の名称

< 条例 >

議案第78号 尼崎市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び
尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例について

<令和3年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第78号	所 管	給与課
件 名	尼崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>水道工事の入札に係る収賄事件に対して、行政の最高責任者である市長及び公営企業局を代表する立場である公営企業管理者が給料の減額を行い、市民に対し行政への信頼を大きく失墜させたことに対する反省と再発防止に向けた強い決意、姿勢を目に見える形で示していくことにより、市民の信頼回復を図るもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 尼崎市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の改正 市長の令和3年11月分の給料月額について、現行の削減措置後の額から、更に20%減額する。</p> <p>(2) 尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例の改正 公営企業管理者の令和3年11月分の給料月額について、30%減額する。</p> <p>3 施行期日 令和3年11月1日</p>					

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p><u>20 令和3年11月1日から同月30日まで</u> <u>の間に限り、市長に係る付則第18項の規定</u> <u>の適用については、同項中「1,177,0</u> <u>00円に100分の90」とあるのは、「1,</u> <u>177,000円に100分の90を乗じて</u> <u>得た金額に100分の80」とする。</u></p> <p><u>21～25</u> 略</p>	<p>付 則</p> <p><u>20～24</u> 略</p>

尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>付 則 <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 略</u> <u>（給料月額の特例）</u></p> <p><u>2 令和3年11月1日から同月30日までの間に限り、第2条第1項の規定の適用については、同項中「805,000円」とあるのは、「805,000円に100分の70を乗じて得た金額」とする。ただし、第4条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>付 則</p> <p>略</p>